

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成18年10月12日(2006.10.12)

【公表番号】特表2002-524676(P2002-524676A)

【公表日】平成14年8月6日(2002.8.6)

【出願番号】特願2000-569089(P2000-569089)

【国際特許分類】

*E 05 B 27/06 (2006.01)*

*E 05 B 15/00 (2006.01)*

*E 05 B 19/12 (2006.01)*

【F I】

E 05 B 27/06

E 05 B 15/00 A

E 05 B 19/12

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月22日(2006.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つのキーブレードと、

少なくとも1つのキーブレードに対して可動の少なくとも1つの回転作動子とを有し、回転作動子は、一体形成された操作手段と相互作用手段とを有し、

回転作動子は、キーブレードの長さに直交する回転軸線を有し、少なくとも1つのキーブレードに並置され、

操作手段は、ロック挿入中ロックの面に押し付けられるように配置された作動子の一部であり、

キーがロック内に挿入されたとき、ロックの面によって操作手段に加えられる力が作動子を回転させ、相互作用手段の位置がキーブレードに対して変化し、

相互作用手段の位置の変化がロックの施錠および開錠作用の少なくとも一方の補助部であることを特徴とするキー。

【請求項2】

キーは、操作手段に加えられる力がユーザーがキーをロックに挿入する力によって提供されるように作動することを特徴とする請求項1に記載のキー。

【請求項3】

相互作用手段は、キーをロックに挿入する際、相互作用手段がロック内に位置するように配置されたことを特徴とする請求項1または2に記載のキー。

【請求項4】

相互作用手段が、作動子の突出部であることを特徴とする請求項1ないし3のいずれか1項に記載のキー。

【請求項5】

キーは、少なくとも2つのキーブレードを有し、作動子が少なくとも2つのキーブレードの間に位置されたことを特徴とする請求項1ないし4のいずれか1項に記載のキー。

【請求項6】

少なくとも1つのキーブレードは、ロックタンブラーを操作するための歯を有すること

を特徴とする請求項 1ないし 5のいずれか 1 項に記載のキー。

【請求項 7】

キーは、少なくとも 1 つのキーブレードがロック内に挿入されていないとき、作動子を第 1 位置に付勢するための付勢手段を有することを特徴とする請求項 1ないし 6 のいずれか 1 項に記載のキー。

【請求項 8】

操作手段の少なくとも一部は、第 1 位置において、ロック挿入によりロックの面と当接するように配置されたことを特徴とする請求項 7 に記載のキー。

【請求項 9】

少なくとも 1 つのキーブレードに対して可動な少なくとも 1 つの回転作動子を有し、回転作動子は、一体的に形成された操作手段と相互作用手段とを有し、キーブレードは結合されてキーを形成し、

回転作動子は、キーブレードの長さに直交する回転軸線を有し、少なくとも 1 つのキーブレードに並置され、

操作手段は、キーをロックに挿入する間、ロックの面に押し付けられるように配置された作動子の一部であり、

キーブレードの少なくとも 1 つがロック内に挿入されたとき、ロックの面によって操作手段に加えられる力が作動子を回転させ、相互作用手段の位置が変化され、

相互作用手段の位置変化が、ロックの施錠および開錠の少なくとも一方の補助部であることを特徴とするキーハンドル。

【請求項 10】

キーハンドルは、ユーザーがロックにキーを挿入する際の力が操作手段に加えられるようになっていることを特徴とする請求項 9 に記載のキーハンドル。

【請求項 11】

相互作用手段は、ロックにキーを挿入する際、相互作用手段がロックの内部に位置するように配置されたことを特徴とする請求項 9 または 10 に記載のキーハンドル。

【請求項 12】

相互作用手段が、作動子の突出部であることを特徴とする請求項 9ないし 11 のいずれか 1 項に記載のキーハンドル。

【請求項 13】

キーハンドルは、少なくとも 2 つのキーブレードを結合してキーを形成し、作動子は、2 つのキーブレードの間に位置されたことを特徴とする請求項 9ないし 12 のいずれか 1 項に記載のキーハンドル。

【請求項 14】

少なくとも 1 つのキーブレードは、ロックタンブラーの操作のための歯を有することを特徴とする請求項 9ないし 13 のいずれか 1 項に記載のキーハンドル。

【請求項 15】

キーハンドルは、操作手段に力が加えられていないとき、第 1 位置に作動子を付勢するための付勢手段を有することを特徴とする請求項 9ないし 14 のいずれか 1 項に記載のキーハンドル。

【請求項 16】

操作手段の少なくとも一部は、第 1 位置において、ロック挿入によりロックの面と当接するように配置されたことを特徴とする請求項 15 に記載のキーハンドル。

【請求項 17】

ユーザーにより把持可能なハンドル本体を形成する少なくとも一部を有し、少なくとも 1 つのキーブレードは、ハンドル本体に嵌合されることを特徴とする請求項 9ないし 16 のいずれか 1 項に記載のキーハンドル。

【請求項 18】

キーにより操作されるロックにおいて、

キーブレードと係合し、ロックの施錠および開錠の少なくとも一方の部分を提供する複

数のタンブラー、

キーに配置された回転作動子の相互作用手段に応答し、キーブレードに対して可動で、ロックの施錠および開錠の少なくとも一方の補助部を提供する少なくとも1つの干渉手段とを有し、

回転作動子は、キーブレードの長さに直交する回転軸線を有し、キーブレードに並置され、

回転作動子は、一体に形成された操作手段を有し、操作手段は、ロックに挿入している間、ロックの面に押し付けられるように配置され、

キーがロック内に挿入されたとき、ロックの面によって操作手段に加えられる力が回転作動子を回転させ、少なくとも1つの干渉手段と係合するために、相互作用手段の位置がキーブレードに対して変化することを特徴とするロック。

【請求項19】

干渉手段が、ロックの一部を塞ぎ、ロックを開錠させない閉塞要素を有することを特徴とする請求項18に記載のロック。

【請求項20】

干渉手段が、アンビルに支持されたリロッカーバーを有し、アンビルが回転作動子の相互作用手段に応答してリロッカーバーを上下動させ、ロッカーバーは、施錠位置においてロックのサイドバー溝を塞ぎ、開錠位置においてサイドバー溝を開くことを特徴とする請求項18または19に記載のロック。

【請求項21】

キーブレードの歯に応答するタンブラーを有し、タンブラーをロックのプラグを回転させない位置から対応するプラグを取り囲むシェルに移動させることを特徴とする請求項18ないし20のいずれか1項に記載のロック。

【請求項22】

少なくとも1つのキーブレードと、少なくとも1つのキーブレードに対して可動な少なくとも1つの回転作動子とを有するキーと、

キーによって作動するロックとを有し、

少なくとも1つの回転作動子は、一体形成された操作手段と相互作用手段とを有し、

少なくとも1つの回転作動子は、キーブレードの長さに直交する回転軸線を有し、少なくとも1つのキーブレードに並置され、

操作手段は、ロックに挿入されている間、ロックの面に押し付けられるように配置された少なくとも1つの作動子の一部であり、

回転作動子は、操作手段に加えられる力により回転し、相互作用手段の位置がキーブレードに対して変化し、

ロックは、ロックのプラグを取り囲むロックシェルにロックするための干渉手段を有し、干渉手段は、ロックの施錠および開錠の少なくとも一方の補助部として相互作用手段に応答することを特徴とするセキュリティシステム。